



平成26年12月22日

各 位

会 社 名 住石ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 長 崎 駒 樹
(コード番号 1514 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員法務部長 福 山 弘 記
(TEL 03-5733-9901)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社、当社子会社住石マテリアルズ株式会社(以下「住石マテリアルズ」といいます。)及び同住石貿易株式会社は、下記のとおり、じん肺に罹患しているとする患者から損害賠償請求訴訟を提起され、平成26年12月19日に訴状の送達がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

平成23年8月、北海道地区において住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ)及びその子会社であった住友石炭赤平炭砒株式会社等が経営していた炭鉱等の元従業員等が、訴訟外でじん肺罹患による損害賠償を求めてきました。その後、数次にわたり請求の追加があり、これまで元従業員等の代理人と協議を重ねてきましたが、合意成立に至らず、本件訴訟を提起されるに至ったものであります。

2. 訴訟の内容

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1)訴訟の提起があった裁判所 | 札幌地方裁判所 |
| (2)原告らが訴訟を提起した年月日 | 平成26年12月11日 |
| (3)原告数 | 90名 |
| (4)訴訟の内容 | 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求 |
| (5)訴訟の目的の価額 | 1,326百万円 |

3. 今後の見通し

訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額は不明であります。

今後は、訴訟を通じて原告の主張を精査し、当社の主張を行っていく所存であります。

以 上